

立地するなら

やまなし

やまなしの魅力
風林火山

風 手厚い支援制度
林 住みやすい山梨
火 優れた交通アクセスと立地環境
山 豊かな自然と美味しい食べ物

山梨県地域経済牽引事業促進協議会 山梨県企業立地ガイド

WEBサイト「やまなし産業立地コミッション」
<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo/index.php>

やまなし産業立地コミッション



山梨県への進出をご検討の際には、
お気軽にご連絡ください。
なお、市町村におきましてもご利用いただける
助成制度をご用意しております。
詳細はお問い合わせいただくか、
WEBサイト「やまなし産業立地コミッション」を
ご覧ください。

山梨県での企業立地のお問い合わせはこちら

山梨県産業労働部 成長産業推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
TEL 055-223-1472 FAX 055-223-1569
E-mail seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp



山梨県東京事務所
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館13階
TEL 03-5212-9033 FAX 03-5212-9034

山梨県大阪事務所
〒530-0001 大阪市北区梅田1-1 大阪駅前第3ビル21階
TEL 06-6344-5961 FAX 06-6344-5342

山梨県地域経済牽引事業促進協議会事務局
公益財団法人 やまなし産業支援機構
山梨県甲府市大津町2192-8 TEL055-243-1888





風林火山

手厚い支援制度(4枚の切り札) — 04

住みやすい山梨 — 14

優れた交通アクセスと立地環境 — 16

豊かな自然と美味しい食べ物 — 20

いっしょに紹介するマル

風林火山

山梨県観光キャラクター 武田菱丸

山梨県では、中部横断自動車道やリニア中央新幹線により、物流環境をはじめ、ヒトやモノが迅速に移動可能となる環境が整備されるメリットなどを最大限活用して積極的に企業誘致に取り組みます。

やまなしの魅力

風林火山



風

手厚い支援制度(4枚の切り札)

切り札 1 補助金等 6

1 産業集積促進助成金 6

最大15億円の助成金

対象業種：製造業、物流業、情報産業、本社機能移転、新たにオフィス等を設置する場合など
 対象要件：業種により、投下固定資産額や雇用人数の要件あり
 助成率：投下固定資産額(土地取得費を除く)の2.5%～15%、賃借料の1/2など
 助成限度額：最大15億円
 ※対象要件、助成率、助成限度額は認定事業の区分により異なります。

2 地域未来投資促進法支援制度 8

地域の特性を生かし、経済的波及効果を及ぼす成長性の高い分野の事業者を支援します

支援を受けるためには
 ・ステップⅠ：地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を受けます
 ・ステップⅡ：国の審査委員会による先進性等の確認を受けます
 主な支援策 ・法人税・所得税の減免 ・不動産取得税の免除 ・固定資産税の免除 ※市町村により取り扱いが異なります

3 本社機能の移転等に対する優遇税制 9

課税免除又は、本来税率の1/20

国税 ・オフィス減税:投資額に対して法人税の税額控除 ・雇用促進税制:雇用人数に応じ法人税を税額控除
 県税 ・不動産取得税、事業税(移転型のみ)等[課税免除(移転型)・本来税率の1/20(拡充型)]
 市町村税 ・固定資産税(税率は市町村の条例により異なります)

切り札 2 やまなしパワー Plus 10

本県独自の支援策、電力料金を安価に供給

立地企業に安価な電力を供給

- ①対象契約電力:契約電力2,000kW未満の高圧受電
- ②対象業種:要件を満たす県内への進出企業や経営拡大企業
- ③割引率:電力量単価を7%低減
- ④募集期間:令和3年12月31日まで
- ⑤電力供給期間:供給開始から3年間

切り札 3 人材育成 12

優れた技術系人材を育成する教育施設

- | | | |
|-----------|------------------|-----------------|
| 山梨大学 | ・ワイン科学研究センター | ・燃料電池ナノ材料研究センター |
| | ・クリーンエネルギー研究センター | ・融合研究臨床応用推進センター |
| 産業技術短期大学校 | ・塩山キャンパス | ・都留キャンパス |
- など

切り札 4 サポート体制 13

ワンストップ体制での支援

進出から操業開始、諸手続、工場立地、建築、土地利用調整、雇用人材、住まいの確保などワンストップで対応します。
 成長産業推進課
 ☎055-223-1472

立地後の支援

立地後も、技術支援や新たな事業展開、新分野進出などのご相談に県全体でサポートします。
 山梨県産業技術センター 技術面をサポート ☎055-243-6111
 (公財)やまなし産業支援機構 経営面をサポート ☎055-243-1888
 山梨県中小企業人材開発センター 人材育成をサポート ☎055-243-4916

手厚い支援制度(4枚の切り札)



1 産業集積促進助成金

最大15億円の助成金

製造業・物流業等、情報産業、本社機能の移転等を行った事業者に対し、建物、機械設備等の投資経費、あるいは賃借料等の一部を助成する制度です。

令和2年度より、医療機器分野、水素・燃料電池関連産業等の成長分野や、高付加価値創出事業に対し、助成率を加算する制度を設けました。また、助成率の上限値、助成上限額を大幅に引き上げました。

| | 製造業・物流業等の場合 | 情報産業の場合 | 本社機能の移転等の場合 | |
|------|--|---|--|---|
| 業対象 | ①製造業 ②物流業 ③データセンター ④試験研究所 ⑤バイオテクノロジー利用産業 | ①情報サービス業 ②インターネット付随サービス業 ③デジタルコンテンツ制作事業者 | 業種の制限なし | |
| 対象要件 | 次の条件を全て満たすもの ①県内において土地又は借地権(設定期間が20年以上のものに限る)を取得して工場等を設置し、操業を開始すること ②投下固定資産額(土地分除く)が3億円以上であること ③操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること(データセンターは5人以上) | 次の条件を全て満たすもの ①操業から1年以内に新規雇用者が5人以上増加すること ②新たにオフィス等を設置し、操業すること | 次の条件を全て満たすもの ①本社オフィス、研究・研修施設を県内に整備すること ②県から整備計画の認定を受けていること ③投下固定資産額(土地分除く)が1億円以上であること(賃借の場合は除く) ④操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること | |
| 助成率 | ①新たに土地を取得し工場等を建設する場合(取得から3年以内の操業) →投下固定資産額(土地分除く)の5% ②自社所有地に工場等を建設し、操業する場合 →投下固定資産額(土地分除く)の2.5% ③空き工場等を取得し操業する場合 →投下固定資産額(土地分除く)のうち空き工場2.5%、機械・設備5% ④試験研究所又はバイオテクノロジー利用産業の場合 →投下固定資産額(土地分除く)の2.5% | ①新たにオフィス等を設置する場合 →投下固定資産額(土地分除く)の7% ②賃借でオフィス等を設置する、又は自己資金で設置し機器を賃借で導入する場合 →賃借料及び通信回線使用料の1/2(3年間) | ①新たに土地を取得し本社機能の移転等をする場合(取得から3年以内の操業) →投下固定資産額(土地分除く)の10% ②自社所有地に本社機能の移転等をする場合 →投下固定資産額(土地分除く)の5% ③空き工場等を取得し操業する場合 →投下固定資産額(土地分除く)のうち建物5%、機械・設備10% ④事務所、研究施設、研修施設を賃借する場合 →建物等の賃借料の1/2(3年間) | |
| 加算値 | 成長分野 | 医療機器分野 +5% 水素・燃料電池関連産業 +5% 物流業 +1% データセンター +1% | 高付加価値創出事業 +3% 課税の特例の適用がある承認地域経済率引事業 +2% | 新規雇用者のうち県外からの増加雇用者数 5人以上 +1% 10人以上 +2% |
| | 高付加価値創出事業 | 課税の特例の適用がある承認地域経済率引事業 +3% | | |
| | 新規雇用者のうち県外からの増加雇用者数 | 5人以上 +1% 10人以上 +2% | | |
| | 県外からの新規立地(医療機器分野、水素・燃料電池関連産業) | 15億円 | | |
| | 県外からの新規立地(上記以外製造業等) | 7.5億円 | | |
| 限度額 | 県内企業(医療機器分野、水素・燃料電池関連産業) | 7.5億円 | ①新たにオフィス等を設置する場合 →1億円 ②賃借する場合 →年1,000万円(最大3年間) | ①新たにオフィス等を設置する場合、又は空き工場等を取得し操業する場合 →1億円 ②賃借する場合 →年1,000万円(最大3年間) |
| | 県内企業(上記以外製造業等) ※投下固定資産額100億円以上 | 3億円 ※5億円 | | |

助成を受けるためには

- ①助成を受けるためには、事業者の皆さんは操業開始前までに「事業認定申請書」を知事へ提出し、事業認定を受ける必要があります。
- ②対象業種又は加算値の対象事業として認定されるためには、満たさなければならない要件があります。

オフィス移転等に対する新たな助成制度

新たに山梨県内にオフィス、研究・研修施設を設置する企業に対し、その設置費用から従業員用の社宅確保に係る経費まで助成します。



| 新たにオフィス等を設置する場合 |
|---|
| 業種の制限なし |
| 次の条件を全て満たすもの ①県内へオフィス、研究・研修施設を新たに設置すること ②操業から1年以内に県外からの転勤者、新規雇用者が合わせて5人以上となり、居住の実態を有すること |
| ①新たにオフィス、研究・研修施設、社宅を設置する場合→投下固定資産額(土地分除く)の10% ②賃借でオフィス、研究・研修施設、社宅を設置する場合 ・賃借で機器を導入する場合 ・転勤者、新規雇用者に住宅手当を支給する場合 ・賃借したオフィス、研究・研修施設、社宅を改修する場合(※) →賃借料、通信回線使用料及び改修経費等の1/2(3年間) ※改修内容が資本的支出にあたり、借主が所有権を持つ場合は、①を適用 |
| ①新たにオフィス、社宅等を設置する場合→1,500万円 ②賃借等の場合 →年500万円(最大3年間) |

充実した助成内容

オフィスや機器設置に係る費用に加え、従業員の住環境整備に係る費用も助成対象になります。また、県内での事業活動が円滑に行えるよう、社用車賃借料も助成対象としています。

社宅設置費用

県外からの転勤者、新規雇用者が居住するために、新たに社宅を設置する場合、投下固定資産額(土地分除く)に助成率である10%を乗じた額を助成金として交付します。また、賃借した社宅等を改修し、資産として計上せず、経費として処理する場合には、改修費用に助成率である1/2を乗じた額を助成金として交付します。

住宅手当

県外からの転勤者、新規雇用者の転居に伴い、住宅手当を支給する場合には、支給額に助成率である1/2を乗じた額を助成金として交付します。

社用車賃借料

オフィス設置後、県内での事業活動が円滑に行えるよう、社用車を賃借する場合には、賃借料に助成率である1/2を乗じた額を助成金として交付します。

※投下固定資産に対する助成限度額 1,500万円
※賃借料等に対する助成限度額 500万円/年(最大3年間、社宅改修費用は初年度のみ)

お問い合わせ先  山梨県産業労働部成長産業推進課
TEL 055-223-1472
E-mail seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

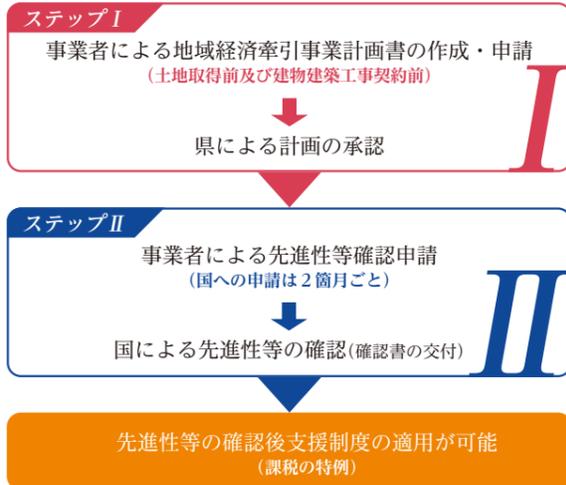
WEBサイト「やまなし産業立地コミッション」
<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo/index.php>

やまなし産業立地コミッション

2 地域未来投資促進法支援制度

地域の特性を生かし、経済的波及効果を及ぼす成長性の高い分野の事業者に対し支援するものです。

支援を受けるためには



ステップI

「地域未来投資促進法」に基づく事業計画の承認が必要です。

- ①地域の特性を活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する相当の経済効果

がある事業を県が承認を行います。

※事業者は「地域経済牽引事業計画」を作成し、**土地取得前(自社所有地の場合建物建築工事契約前)**に県の承認を受ける必要があります。

ステップII

国の審査委員会による先進性等の確認を受ける必要があります。

やまなし未来ものづくり推進計画

1 地域の特性の活用

- ①ロボット製造産業など生産用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③水素・燃料電池関連の技術を活用した成長ものづくり分野
- ④食品・飲料産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤地域に根ざした宝飾、織物、印伝等の特産物を活かした成長ものづくり分野
- ⑥IoTを支える半導体関連産業の集積を活用した第4

主な支援策

課税の特例(法人税・所得税)令和3年3月31日まで地域の強みを生かした先進的な事業に必要な設備投資について、法人税等を減税。

| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
|-------------|------|------|
| 機械・装置、器具・備品 | 40% | 4% |
| 上乗せ要件を満たす場合 | 50% | 5% |
| 建物・附属設備・構築物 | 20% | 2% |

※対象資産の取得価額の合計額は80億円を限度
※税額控除は法人税額又は所得税額の20%までが上限

課税特例の要件

- ①先進性を有すること。
- ②総投資額が2,000万円以上であること。
- ③前年度の償却費の10%を超える投資額であること。
- ④対象事業の売上高伸び率(%)が、0を上回り、かつ、過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%)が+5%以上であること。

上乗せ要件

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること。

●不動産取得税の課税免除

先進的な事業に必要な土地・家屋等の取得に対し、不動産取得税を免除。

要件

上記課税の特例の要件 + 取得価格の合計が1億円を超えること。(農林漁業関連は5千万円)

●固定資産税の課税免除

各市町村で取り扱いが異なりますので、直接お問い合わせください。

計画期間 平成29年9月29日～令和5年3月31日

次産業革命関連分野

- ⑦IoTを支える通信デバイス等関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑧IoTを支える通信デバイス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑨リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野
- ⑩リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した第4次産業革命関連分野

手厚い支援制度でサポートするマル



2 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が、山梨県の1事業所あたり平均付加価値額を上回ること。
付加価値増加分 4,045万円超

やまなし未来物流等推進計画

1 地域の特性の活用

リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野

2 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が、山梨県の1事業所あたり平均付加価値額を上回ること。
付加価値増加分 4,568万円超

3 地域の事業者に対する経済効果

- ①取引額 3%増加
- ②雇用者数 1%増加
- ③売上げ 5%増加
- ④雇用者給与等支給額 3%増加

計画期間 令和元年9月27日～令和7年3月31日

3 地域の事業者に対する経済効果

- ①取引額 3%増加
- ②雇用者数 1%増加
- ③売上げ 5%増加
- ④雇用者給与等支給額 3%増加



3 本社機能の移転等に対する優遇税制

本社機能の移転等を行う事業者に対する、国税(法人税)、地方税(県税、市町村税)の税率を軽減する制度です。

1 移転型 東京23区からの本社機能の移転

国税(法人税)

①オフィス減税

対象 建物、附属設備等の取得価額
2,000万円(中小企業1,000万円)以上
内容 取得価額に対し、
特別償却25%又は税額控除7%

②雇用促進税制(一定の適用条件に合致した場合適用)

対象 地方拠点の当期増加雇用者1人あたり
内容 税額控除最大90万円(50万円+上乗せ分40万円)
※上乗せ分40万円は最大3年間継続

地方税

- ①県 不動産取得税・事業税・固定資産税 **課税免除**
- ②市町村 固定資産税(市町村により異なります。)

優遇を受けるためには

事業者はまず、**整備計画**(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)を作成し、**県の認定**を受ける必要があります

認定要件 本社機能の移転・拡充に伴い

- ①従業員が5人(中小企業2人)以上増加すること
- ②(移転型は)増加の過半数が東京23区からの移転であることなど

※本制度は本社機能(事務所、研究所、研修所)に適用される制度で、製造施設などは適用になりません。

2 拡充型 東京23区以外からの移転又は県内事業者の拡充

国税(法人税)

①オフィス減税

対象 建物、附属設備等の取得価額
2,000万円(中小企業1,000万円)以上
内容 取得価額に対し、
特別償却15%又は税額控除4%

②雇用促進税制(一定の適用条件に合致した場合適用)

対象 地方拠点の当期増加雇用者1人あたり
内容 税額控除最大30万円

地方税

- ①県 不動産取得税・固定資産税(本来税率の1/20)
- ②市町村 固定資産税(市町村により異なります。)

やまなしパワー Plus(電力供給ブランド)

山梨県(企業局)が運営する水力発電所の電力を活用し、東京電力エナジーパートナーと共同で、新たに立地する企業等に対し、電力を安価に供給する仕組みです。

山梨県の発電事業について



山梨県では、現在、県内27箇所水力発電所を運営し、合計出力12万2千kWで、一年間に4億9千万kWの電力を家庭や工場などに供給しています。
この水力発電による電力の供給は、毎年13万3千キロリットル(ドラム缶約66万本)の原油消費を削減し、約36万トンの二酸化炭素を抑制するなど、地球温暖化防止に重要な役割を果たしています。



コロん太くん

やまなしパワー Plus募集要項(新規立地企業・経営拡大企業の場合)

- ①対象契約電力 契約電力2,000kW未満の高圧受電
- ②対象業種 要件を満たす県内への進出企業や経営を拡大する企業
- ③割引率 電力量料金単価を7%低減
- ④募集期間 平成30年11月1日(木)~令和3年12月31日(金)
- ⑤電力供給期間 供給開始から3年間

新規立地企業・経営拡大企業の要件の概要

| 項目 | 内容 | |
|-------------------|---|--|
| 対象契約電力 | 契約電力2,000kW未満の高圧受電 | |
| 対象業種等 | 山梨県産業集積促進助成金の対象業種等 ・製造業 ・試験研究所 ・バイオテクノロジー利用産業 ・物流業 ・データセンター ・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・デジタルコンテンツ制作事業 ・「本社機能移転等」(県の整備計画の認定を受けているもの) ・オフィス等設置事業(県内に初めて設置する場合) | 新たな事業所の設置、売上高の10%以上又は1億円以上の設備投資等 |
| | 農畜産物生産施設 | 新たな事業所の設置、売上高の10%以上又は1億円以上の設備投資 |
| | 既存の事業所を活用して、製造業を創業(第二創業)する場合 | 1千万円以上の設備投資 |
| | 「経営革新計画」の承認を受けた起業など | 新たな事業所の設置、売上高の10%以上又は1千万円以上の設備投資 |
| | モモの光センサー選果機を導入する共同出荷施設 | 新たに共同出荷施設を設置してモモの光センサー選果機を導入、光センサー選果機を新設又は増設 |
| | やまなし陸上養殖協議会の特産品開発グループが養殖を行う生産施設 | 新たに生産施設を設置して陸上養殖事業を実施、既存の施設を利用して陸上養殖事業を実施 |
| 新築・増改築を行う旅館・ホテルなど | 新築、延べ床面積の10%以上の増築、売上高の10%以上又は5千万円以上の設備投資 | |

クリーンエネルギー先進県 やまなし

森林、豊富な水、日本一の日照時間に恵まれた、山梨県はクリーンエネルギー活用の適地です。



山梨大学燃料電池ナノ材料研究センター

山梨大学燃料電池ナノ材料研究センター
山梨大学クリーンエネルギー研究センター



イワタニ水素ステーション甲府
(岩谷産業株式会社提供)



揚水発電所
葛野川発電所
120万kW[東京電力]

山梨県産業技術センター
燃料電池評価室
技術研究組合FC-Cubic
山梨分室

米倉山電力貯蔵技術研究サイト
一般社団法人水素供給利用技術協会(HySUT)
水素技術センター
太陽光発電所
米倉山太陽光発電所
出力1万kW

水素・燃料電池

燃料電池とは、水素と酸素を電気化学反応させて電気をつくるクリーンで高効率な発電装置です。

①山梨大学の燃料電池研究の支援

山梨県は、山梨大学が(国開)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)から委託を受けて進めている燃料電池材料開発プロジェクトの支援をしています。

- ・山梨大学燃料電池ナノ材料研究センター
- ・山梨大学クリーンエネルギー研究センター

②水素・燃料電池関連産業の集積・育成

水素・燃料電池関連産業の核となる企業の誘致やサプライヤーとなり得る県内企業の育成を進めています。

③燃料電池自動車や水素ステーションの普及

水素ステーションへの補助等により、燃料電池自動車や水素ステーションの普及を推進しています。

④燃料電池評価プロジェクトの推進

NEDOから委託を受けて、第三者機関として燃料電池セルの性能や耐久性評価を行える機能の確立と人材の育成を進めています。



ゆめソーラー館やまなし



山梨県産業技術センター燃料電池評価室

蓄電システム

再生可能エネルギーの安定利用とエネルギー関連産業の発展のため、次世代フライホイール蓄電システムなど、最先端蓄電システムの研究を推進しています。(米倉山県有地)

太陽光・小水力

①米倉山太陽光発電所
山梨県と東京電力の共同事業により、最大出力1万KWの太陽光発電所を運営しています。

②小水力発電

県内での小水力発電の開発に対して、調査、計画段階から積極的に支援しています。

環境への意識も高いマル



優れた技術系人材を育成する教育施設を紹介します。

山梨大学

- ワイン科学研究センター 日本唯一のワイン専門研究所
- 燃料電池ナノ材料研究センター 燃料電池の基礎的技術の確立
- クリーンエネルギー研究センター クリーンエネルギーの先端基礎研究
- 融合研究臨床応用推進センター 各学部間の融合研究、臨床応用の推進



産業技術短期大学校

- 塩山キャンパス
- 都留キャンパス

いろいろな分野を育成しているマル



大学

| No. | 大学名 | 学部等 | 大学院 |
|-----|----------|--|-----|
| 1 | 山梨大学 | 教育学部、工学部、生命環境学部、医学部 | ○ |
| 2 | 山梨県立大学 | 国際政策学部、人間福祉学部、看護学部 | ○ |
| 3 | 都留文科大学 | 文学部 | ○ |
| 4 | 山梨学院大学 | 法学部、教養学部、経営学部、健康栄養学部、国際リベラルアーツ学部、スポーツ科学部 | ○ |
| 5 | 帝京科学大学 | 生命環境学部、医療科学部、教育人間科学部 | ○ |
| 6 | 山梨英和大学 | 人間文化学部 | ○ |
| 7 | 身延山大学 | 仏教学部 | |
| 8 | 健康科学大学 | 健康科学部、看護学部 | |
| 9 | 大月短期大学 | 経済科 | |
| 10 | 山梨学院短期大学 | 食物栄養科、保育科・専攻科 | |
| 11 | 帝京学園短期大学 | 保育科 | |



山梨大学 ワイン科学研究センター



山梨大学 燃料電池ナノ材料研究センター



産業技術短期大学校 塩山キャンパス

県立専門学校等

| No. | 学校名 | 学部等 |
|-----|-------------------|---------------------------|
| 1 | 宝石美術専門学校 | ジュエリー学科 |
| 2 | 専門学校 山梨県立農業大学校 | 養成科、専攻科 |
| 3 | 産業技術短期大学校 | 生産技術科、観光ビジネス科、電子技術科、情報技術科 |
| 4 | 甲府工業高等学校 | 専攻科 |

ワンストップ体制での支援

☎055-223-1472

進出から操業開始、諸手続、工場立地、建築、土地利用調整、雇用人材、住まいの確保など何でも親身になってワンストップで対応します。まずはお気軽に成長産業推進課までご連絡ください。

立地後の支援

立地後も、技術支援や新たな事業展開、新分野進出などのご相談に県全体でサポートします。

山梨県産業技術センター

「山梨県産業技術センター」では、様々な面から企業の皆様を支援しています。

- 技術相談 技術的課題の解決や問い合わせなどの相談に対応しています。
- 依頼試験 企業の皆様からの依頼により、製品・原材料などの試験・分析・測定・加工を行います。
- 設備利用 生産技術の改善・製品品質の向上等を目的に、センター保有の機器をご利用いただけます。
- 人材育成 技術分野ごとに、時宜にふさわしいテーマで講習会や研修会を開催しています。
- 受託研究 新製品・新技術の開発や製造工程の改善など、企業が単独で解決できない課題について、研究開発を請け負います。



金属3Dプリンター 加工品(サンプル)



熱処理により様々な発色した六角ボルト(上部は処理前、外周は処理後)

(公財)やまなし産業支援機構

新規開発や独立創業・新分野への進出や事業の多角化など、経営革新を推進している個人や企業に対して総合的支援を行います。

- 経営相談(各種事業、相談窓口)
- 設備投資
- 補助金制度
- 創業・ベンチャー支援
- 情報提供
- アイメッセ山梨管理運営 など



山梨県立中小企業人材開発センター

- 企業や団体が行う教育訓練に対し、施設・設備の貸与を行います。
- 企業で働く方々に対し、各種講習会等を開催し能力開発の機会を提供します。
- 職業能力開発促進法に基づく技能検定試験を実施します。



しっかり支援するマル



林

住みやすい山梨

子育てにやさしい環境

やまなしなら安心して子育てができます。

全国初
保育料無料
 2人目以降、3歳未満

保育所待機児童 0

乳幼児医療費の窓口無料化
 所得制限なし



やまなしのココがいい!

- ・保育園、公園等の公共施設が充実
- ・図書館数(人口100万人当たり)65.9館 **日本一**
- ・小児初期救急医療センター、小児病院群輪番制の整備(甲府、富士吉田)

買い物が便利

県内どこへでも約1時間で行くことができます。

やまなしのココがいい!

- ・各地域に多くの郊外型大型小売店舗が展開
- ・大型駐車場が整備され、買い物がスムーズ
- ・比較的広い店舗で、ゆったりとお買物が楽しめる

ちょうどいい田舎

自然がいっぱい、だけど都心にも近いからちょうどいい。

やまなしのココがいい!

- ・いつでも自然を感じることができる近さ
- ・おいしい果物・食べ物がいっぱい
- ・都心まで車で、電車で2時間弱でいける

みんな元気に長生き

やまなしには元気に生活している人がいっぱいいます。

健康寿命3期平均 **日本一** 男性/72.31歳 女性/75.49歳

※「健康寿命」とは、平均寿命とは違い、介助されることなく自立して健康に生活できる寿命をいいます。
 ※出典:厚生科学審議会第11回健康日本21(第二次)推進専門委員会 3期:2010年、2013年、2016年



住みやすい山梨
 林

リニアが山梨にやってくる



※1 東京都・名古屋市間の路線及び駅位置は、JR東海「中央新幹線(品川・名古屋間)工事実施計画(その1)(平成26年10月17日認可)」を基に作成。
 ※2 名古屋市・大阪市間のルート範囲及び主要な経過地は、交通政策審議会中央新幹線小委員会答申(平成23年5月)参考資料を基に作成。

| | |
|-----------|-------|
| 甲府～品川 | 約25分 |
| 甲府～羽田空港 | 約60分 |
| 甲府～成田国際空港 | 約105分 |
| 甲府～名古屋 | 約45分 |
| 甲府～中部国際空港 | 約90分 |



優れた交通アクセスと立地環境

やまなしのココがいい!

より便利に、より近くなる その1 中部横断自動車道

新東名及び上信越道と接続へ 新東名へは、2021年全線開通予定

| | |
|------------|-------|
| 甲府～清水港 | 約90分 |
| 甲府～富士山静岡空港 | 約100分 |



山梨県の鉄道網
 JR中央線で東京方面、名古屋方面と、また身延線で静岡方面と接続。山梨県東部地域は、東京都多摩地域と生活圏も重なる近さ。この他、小海線、富士急行線など県民の生活を支えている。



山梨県を東西に貫く中央自動車道
 都心から甲府まで約90分。東京、名古屋、大阪の3大都市圏とダイレクトにアクセスし、圏央道を経由して東名、関越、東北自動車道とも接続。



中部横断自動車道の延伸 2021年全線開通予定
 甲府・静岡間が短縮され、甲府～富士山静岡空港間が1時間40分、甲府～清水港間が1時間30分で結ばれアクセスも向上。



リニア中央新幹線
 2014年10月「工事実施計画」が認可され、建設段階に入った。甲府～品川間は25分、甲府～名古屋間は45分で運行予定。

優れた交通アクセスと立地環境





より便利に、より近くなる その2

リニア中央新幹線と中央自動車道が直結

- リニア中央新幹線が品川～名古屋間で開業予定
- 山梨にもリニア山梨県駅が整備(甲府市大津町)
- リニア山梨県駅は、**スマートインターチェンジ**で中央自動車道に直結します。 **全国唯一**
- 新山梨環状道路の整備により県内の多くの地域に**リニア山梨県駅から30分以内**で到着することができますようになります。



リニア山梨県駅から30分以内にアクセスできる圏域



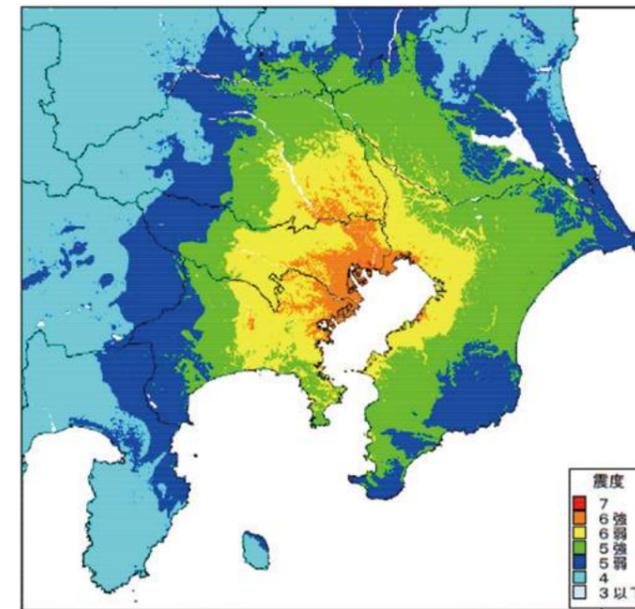
渋滞も少なくマストレスが無いマル



安心して過ごせる 災害の少ない県

本県は、内陸部に位置しているため津波の被害がなく、また、東日本大震災において家屋などの損害はほとんどありませんでした。
また、災害救助法が適用となるような大規模な災害についても、他の都道府県と比べ少ない地域と言えます。

震度分布図(都心南部直下地震) ※首都中枢機能への影響が大きいと考えられるパターン



山梨県の防災対策については、下記のホームページをご覧ください。



URL

<https://www.pref.yamanashi.jp/bousai/76895065930.html>

出典:首都直下地震モデル検討会「首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書図表集」(平成25年12月公表)



経済的な土地価格 近隣県に比べ安価な土地価格(工業地)



R2地価調査用途別平均価格表

| | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 | 神奈川県 | 山梨県 | 長野県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 工業地 | 20,500 | 15,500 | 20,800 | 64,200 | 51,500 | 250,400 | 109,000 | 14,100 | 21,500 | 20,200 | 46,600 | 57,700 |

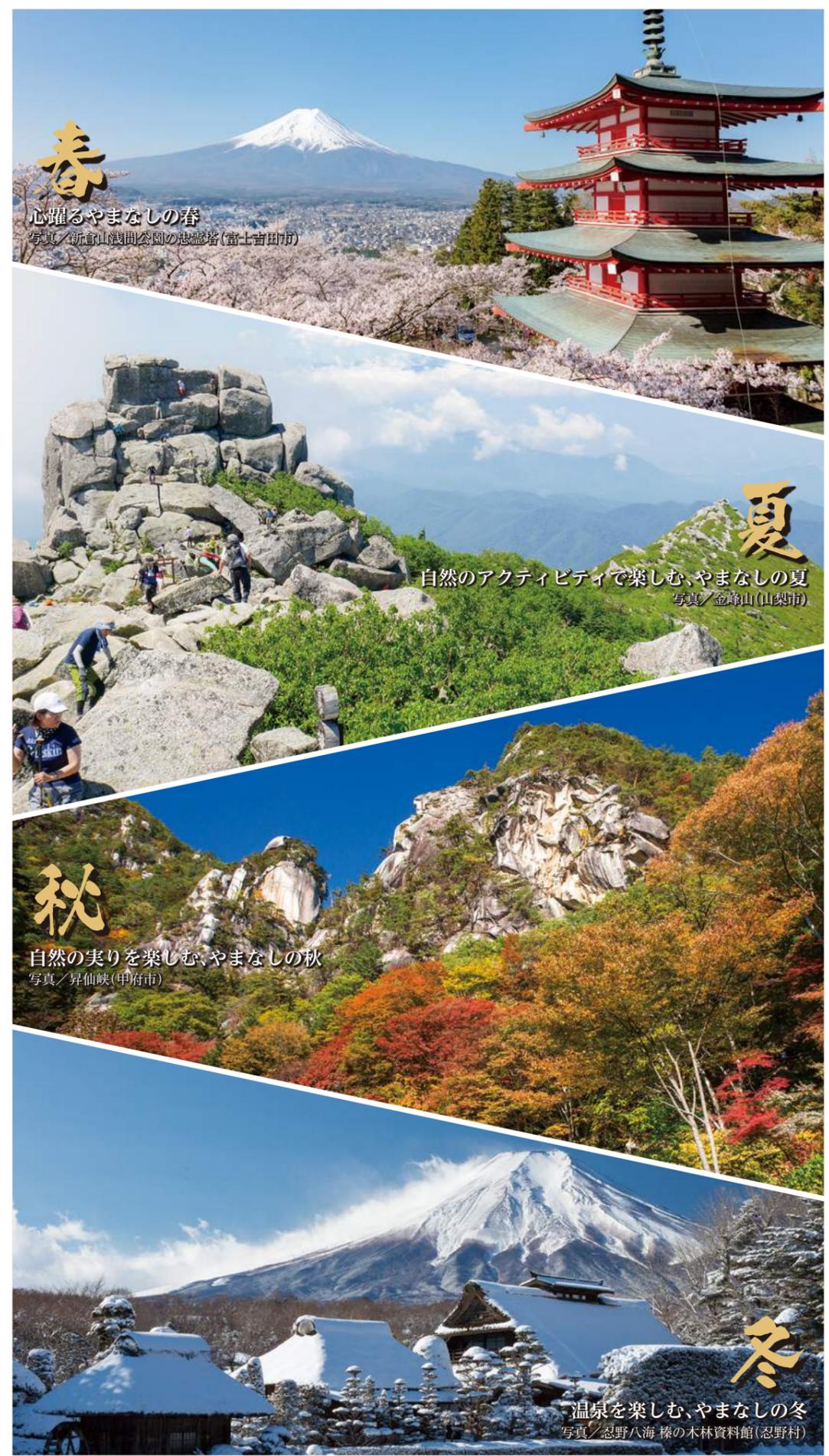




世界文化遺産の富士山
四季の豊かな自然
自然を感じながら
一年中さまざまなアクティビティを
楽しんでみませんか

山

豊かな自然と美味しい食べ物



春

心躍るやまなしの春
写真/新倉山浅間公園の忠霊塔(富士吉田市)

夏

自然のアクティビティで楽しむ、やまなしの夏
写真/金峰山(山梨市)

秋

自然の実りを楽しむ、やまなしの秋
写真/昇仙峡(甲府市)

冬

温泉を楽しむ、やまなしの冬
写真/忍野八海 榛の木林資料館(忍野村)

豊かな自然と美味しい食べ物

山

やまなしの魅力といえば、まずは日本一のフルーツとワインです。ぶどう、もも、すももの生産量は日本一を誇り、夏から秋にかけてみずみずしいフルーツがやまなしの大地を埋め尽くします。

やまなしにはワイナリーが多数存在し、古くからワイン醸造が盛んに行われてきました。近年の醸造技術とぶどう生産技術の進歩により、その評価が国際的に高まっています。

また、やまなしは周囲を高い山に囲まれ、豊かな森林が涵養する豊富な水資源に恵まれており、水を利用した企業活動も盛んです。



フルーツ狩り

フルーツ狩りで、枝から直接採ったくだものを味わうのは至上の喜び。日本一の生産量を誇る、ぶどう、ももをはじめ、さくらんぼ、いちご、ブルーベリーなど、みずみずしいフルーツが時期に応じて次々と登場します。新品种も増えて、甘く香り豊かなフルーツに出会えます。



ワイナリー巡り

山梨は日本ワイン生産量、出荷量日本一です。県内には多くのワイナリーがあり、そのワイナリーを巡り、ワインと地元の食べ物を味わえます。



山梨ならではのおいしい食べ物

山梨は信玄公の陣中食とも言われる「ほうとう」や、富士山の冷水で打ったこしの強い「吉田のうどん」、あわびを遠くから運ぶための「あわびの煮貝」、全国B級グルメでグランプリを取った「甲府鳥もつ煮」など特色ある食べ物がたくさんあります。



せいのつ 清冽な水

山梨はミネラルウォーター生産量日本一。富士山や八ヶ岳、南アルプスなどの高山に周囲を囲まれた山梨はどこにいても豊かで清冽な水に出会えます。



甲州ワインの輸出

近年、山梨の在来種のぶどう「甲州種」を原料にした「甲州ワイン」が人気を集めており、数年前からワインの本場欧州への販売強化を図った結果、甲州ワイン輸出量は飛躍的に増加しています。今後も輸出の伸びが期待できます。



いろいろな料理に合うマル



こんなにある!

山梨の日本一

富士山 3,776m

北岳 3,193m(2番目)

間ノ岳 3,190m(3番目)

出典:日本の主な山岳標高 国土地理院

観光立県やまなし

観光消費額 4,001億円(人口当たり日本一)

観光入込客数/3,769万人

外国人延べ宿泊者数/196万人

出典:平成30年山梨県観光入込客統計調査・平成30年観光庁宿泊旅行統計調査

2016年 健康寿命(推定値)

男性(73.21歳) 女性(76.22歳/3番目)

出典:厚生科学審議会第11回健康日本21(第二次)推進専門委員会

日照時間(年間)

2,391.3時間

出典:統計でみる都道府県のすがた2020 総務省統計局 ※データは2018年度時点

ぶどう収穫量(年間)

36,900トン/21.4%

出典:作物統計調査(作況調査「果樹」)・令和元年産果樹生産出荷統計(第1報) 農林水産省

もも収穫量(年間)

30,700トン/28.5%

出典:作物統計調査(作況調査「果樹」)・令和元年産果樹生産出荷統計(第1報) 農林水産省

すもも収穫量(年間)

5,420トン/29.9%

出典:作物統計調査(作況調査「果樹」)・令和元年産果樹生産出荷統計(第1報) 農林水産省

ミネラルウォーター出荷額(年間)

71,717(百万円)

出典:工業統計調査 2019年品目別統計表 経済産業省

貴金属製装身具製造事業所数

79(事業所)

出典:工業統計調査 2019年地域別統計表 経済産業省

数値制御ロボット出荷額(年間)

279,136(百万円)

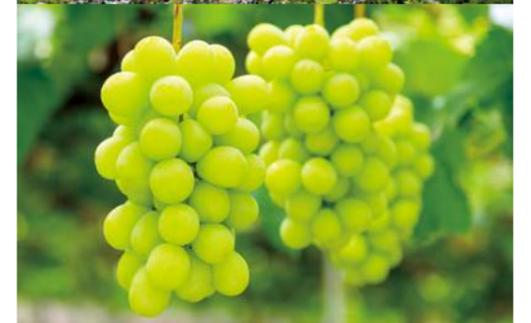
出典:工業統計調査 平成30年品目別統計表 経済産業省

ボランティア活動(障害者を対象とした活動)の行動者率(年間)

2.0%

出典:平成28年社会生活基本調査結果報告書 山梨県統計調査課

この他、日本ワイン生産量、図書館数(人口100万人当たり)など



市町村の支援制度

| 市町村名 | 制度名 | 対象要件 |
|--------|----------------------------------|--|
| 甲府市 | 甲府市産業活性化支援条例(奨励金) | 工場、研究所、ホテル・旅館、観光施設、農場等の新設など ※面積要件や雇用要件等、詳細については、お問い合わせください。 |
| | 甲府市産業集積促進助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※コールセンター事業は市単独 ※加算要件や雇用要件等、詳細については、お問い合わせください。 |
| | 甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例 | 本社機能の移転・拡充であって、山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けたもの 減価償却資産(土地除く)の取得額が3,800万円(中小企業1,900万円)以上であること ※詳細については、お問い合わせください。 |
| 富士吉田市 | 富士吉田市企業誘致条例(奨励金) | ・(新設)投下固定資産総額5,000万円以上、又は新規雇用50人以上 ・(増設)投下固定資産総額3,000万円以上 |
| | 富士吉田市企業立地促進助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| 都留市 | 都留市企業立地支援条例 | ・敷地面積1,000㎡超、延床面積500㎡超(増設の場合既存の事業所等含む) ・(新設)投下資産5,000万円以上、正規雇用者15人以上増 ・(増設)投下資産3,000万円以上、正規雇用者5人以上増 |
| 山梨市 | 山梨市企業立地促進事業助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 山梨市事業所設置奨励金 | 【対象業種】新設:農業・林業・林業、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、学術研究・専門技術サービス業、サービス業(他に分類されないもの) 増設・移設時:全事業対象(風営法第2条に該当する事業所を除く) 【投下固定資産総額】1,000万円以上 【事業所設置に係る奨励金】 新設:操業開始後1年以内に常時使用する従業員数10人以上、増設・移設:5人以上の増員を伴い、操業開始後1年以内に常時使用する従業員数10人以上。 【埋蔵文化財発掘調査に係る奨励金】 新設:常時使用する従業員数7人以上、増設・移設:5人以上の増員。 |
| | 山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金 | 【本社機能移転促進補助】 会社設立3年以上、常時従業員5人以上で、市外から市内へ本社機能を移転(本店登記)を行い、かつ2年以内に正規雇用者を1人以上雇用すること。 【市内居住者常時雇用促進補助】 本社機能移転促進補助に該当し、新たに市内に住民登録されているものを常時雇用した場合。ただし、本社移転登記日から2年以内とする。 |
| | 山梨市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除 | 地域未来投資促進法に基づく事業計画(地域経済牽引事業計画)を作成し県の承認を受けたもの。 |
| | 山梨市過疎対策のための固定資産税の免除 | 過疎地域において、製造業、農林水産物等販売業(過疎法第30条に規定するもの)、旅館業(下宿営業を除く)の用に供する設備を新設又は増設したもの。 |
| | 山梨市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税 | 地域再生法に基づく山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けたもの。 |
| 大月市 | 大月市企業立地奨励金 | ・(新設)投下固定資産総額5,000万円以上、又は新規雇用20人以上 ・(増設)投下固定資産総額3,000万円以上、又は増設部分新規雇用5人以上 |
| | 大月市雇用促進奨励金 | ・(新設)市民常用雇用者5人以上 ・(増設)増設部分の市民常用雇用者2人以上 |
| 韮崎市 | 韮崎市企業立地助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 韮崎市企業立地支援金 | 対象業種 製造業・試験研究所・バイオテクノロジー産業・物流業・小売業・データセンター等次の要件をすべて満たすもの ①市内において土地又は借地権(設定期間が20年以上のものに限る。)を取得して工場等を設置し、操業を開始すること ②投下固定資産額(土地分を含む)が1億円以上であること(自己所有地に工場等を建設し、操業する場合には土地分を除いて1億円以上であること) ③操業から1年以内に常時雇用労働者が10人以上増加すること(うち2人以上を市内からの新規雇用者に努めること) |
| 南アルプス市 | 南アルプス市産業立地事業費助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 南アルプス市産業立地事業費助成金 ※加算要件や雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 南アルプス市ものづくり企業成長投資事業費助成金 | ①市内において1年以上前から継続して事業を営んでいること ②市内の工場等に設置し、かつ事業の用に直接供する設備投資であること ③生産能力の拡大、事業の高度化又は維持・効率化を図るための設備投資であること ④機械設置においては、設備投資の総額が1,000万円以上であること ⑤国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度による助成金等の交付対象となっていないこと ⑥市内の工場等における交付申請時の従業員数を維持すること |
| | 南アルプス市企業立地促進事業集積区域における固定資産税の課税免除 | ・山梨県企業立地計画により集積業種として指定する産業及び業種 ・家屋 ・構築物 ・土地(取得の日から1年以内に建設着手) |
| | 南アルプス市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例 | ・対象業種:製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱及び太陽光発電所は除く) ・面積要件:敷地面積 9,000㎡以上又は建築面積 3,000㎡以上 |

※ここでは制度のポイントだけを紹介しています。
※実際の適用に当たっては、さらに必要となる要件等がありますので、詳しくは各市町村の担当課にお問い合わせください。

| 概要 | 問い合わせ先 |
|--|---|
| (1)固定資産税額奨励金 3年間 10/10【限度額なし】 (2)水道加入金額奨励金 1回 5/10【限度額なし】 (3)賃借料奨励金 3年間 5/10【限度額500万円】 (4)雇用奨励金 1回 1人につき40歳未満20万円、40歳以上15万円【限度額1,000万円】 (5)農地整備奨励金 1回 企業が負担した農地整備費から、その総整備費の10%を差引いた額 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の50を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額が異なります。詳細については、お問い合わせください。 固定資産税の不均一課税 軽減税率 移転型 1年目:0 2年目:1/4 3年目:2/4 拡充型 1年目:0 2年目:1/3 3年目:2/3 | 甲府市 まちづくり部まち開発室 産業立地課 ☎055-237-5205 |
| ・(新設)固定資産税相当額の範囲内で3年間(奨励期間終了時に事業開始時から新規に雇用した常時使用する従業員のうち市内在住者が5人以上いる場合は当初奨励期間に引き続き2年間延長)支給 ・(増設)固定資産税相当額の範囲内で1年間(奨励期間終了時に事業開始時から新規に雇用した常時使用する従業員のうち市内在住者が5人以上いる場合は当初奨励期間に引き続き1年間延長)支給 県の助成額に1/4を乗じた額 ※立地事業の内容により助成率や限度額等が異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | 富士吉田市 産業観光部商工振興課 ☎0555-22-1111 |
| ・固定資産税額の範囲内(新設5年間、増設3年間) ・水道給水料金の範囲内(75/100～25/100) ・市内雇用支援金上限200万円(市内住民票を有し、高等学校卒と同等以上の学歴で卒業から3年以内の者を3年間継続正規雇用) 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の25を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額等が異なります。詳細についてはお問い合わせください。 【事業所設置に係る奨励金】 固定資産税を納付した翌年度にその相当額を交付(操業開始から3年間分、増設・移設については、新たに取得した部分に限る) 【埋蔵文化財発掘調査に係る奨励金】 新設、増設又は移設する際に必要となった埋蔵文化財発掘調査費用の1/2を奨励金として交付する。限度額500万円又は投下固定資産総額の5%のいずれかの低い額。 ※詳細についてはお問い合わせください。 【本社機能移転促進補助】 市内に本社機能移転する事業に要する経費(旅費、食糧費除く)の全額。限度額100万円 【市内居住者常時雇用促進補助】 1人につき20万円、限度額100万円 | 都留市 産業建設部産業課 ☎0554-43-1111 |
| 免除期間5年間 特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地に課する固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以降3箇年度分に限り免除 【移転型事業に適用する税率】第1年度0 第2年度100分の0.35 第3年度100分の0.7 【拡充型事業に適用する税率】第1年度100分の0.14 第2年度100分の0.47 第3年度100分の0.94 | 山梨市 商工労政課 企業立地担当 ☎0553-22-1111 |
| ・固定資産税相当額の範囲内 (新設)3年間、(増設)1年間 ・(新設)市民常用雇用者数に10万円を乗じた額(1回限り) ・(増設)当該増設部分の市民常用雇用者数に10万円を乗じた額(1回限り) 投下固定資産額×100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の50を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額等が異なります。詳細についてはお問い合わせください。 補助内容:立地に伴う固定資産税及び都市計画税の全額並びに法人市民税の法人税割の1/2に相当する額(3年間) 補助対象限度額:単年度2千万円 | 大月市 産業建設部産業観光課 ☎0554-20-1857 |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の50を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額等が異なります。詳細についてはお問い合わせください。 市内に工場等を有する企業の設備投資を促進することにより、地域産業の発展基盤の強化を図り、雇用創出力の向上を図る。 ・機械設備の取得に要する経費が1,000万円以上5,000万円未満の場合:300万円の助成金 ・機械設備の取得に要する経費が5,000万円以上の場合:500万円の助成金 ・免除期間(3年間) | 韮崎市 産業観光課 ☎0551-22-1111 |
| ・緑地面積率 20%➡5～10%へ軽減 ・環境施設面積率 25%➡10～15%へ軽減 | 南アルプス市 産業観光部観光商工課 商工支援担当 ☎055-282-7261 |

市町村の支援制度

| 市町村名 | 制度名 | 対象要件 |
|-------|---------------------------------|---|
| 北杜市 | 北杜市産業立地事業費助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 北杜市産業立地事業費助成金 ※雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 北杜市賃貸住宅等建設促進補助金 | 賃貸借契約に基づき入居する社員寮等であって、次のいずれにも該当するもの ①建築基準法等の基準に適合するもの ②新築の1戸建て住宅又は1棟当たり2戸以上の共同住宅 ③各戸に玄関、便所、浴室、台所が設置されていること ④1戸当たりの延べ床面積が20㎡以上であること ⑤サービス付き高齢者向け住宅等でないこと ※その他詳細については、お問い合わせください。 |
| | 北杜市企業等振興支援条例 | ①事業所等の敷地面積が1,000㎡超 ②事業所等又は事業所等に付属する建物の延べ床面積が500㎡超 ③企業等による投下固定資産額が、新設の場合5,000万円以上、増設の場合3,000万円以上 ④常時雇用する従業員が、新設の場合15人以上、増設の場合新規雇用従業員が5人以上 ※その他詳細については、お問い合わせください。 |
| | 北杜市地域経済牽引促進区域における固定資産税の免除に関する条例 | ①土地、家屋、構築物の取得価格合計額が1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超) ※その他詳細については、お問い合わせください。 |
| | 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例 | ①過疎法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域 ②事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備等を新設又は増設 ③上記建物及び償却資産等の取得価格合計額が2,700万円超 ※その他詳細については、お問い合わせください。 |
| 甲斐市 | 甲斐市産業立地事業費助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 甲斐市企業立地支援条例 | 新たに土地を取得し事業所等を新設する者が、次のいずれにも該当する場合 (1)事業所等の敷地面積が1,000㎡以上であること (2)事業所等の延べ床面積が500㎡以上であること (3)事業所等の新規常時雇用従業員数が5人以上であること (4)事業所等を新設する者が市税等を完納していること |
| 笛吹市 | 笛吹市企業立地促進事業助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 笛吹市企業立地奨励金 | ①事業所等の敷地の面積が2,000㎡超 ②事務所等又は事務所等に附属する建物の延べ床面積が500㎡超 ③企業等による投下固定資産額が3,000万円以上 ④常時雇用する従業員数が20人以上(うち市内の者が10人以上) |
| | 笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除 | 承認地域経済牽引事業計画に基づき、県から承認され、さらに国による先進性の確認を受けた事業者 ・家屋 ・構築物 ・土地(取得の日の翌日から1年以内に工事着手) |
| | 笛吹市企業等振興支援条例 | ①事業所等の敷地の面積が1,000㎡超 ②事業所等又は事務所等に附属する建物の延べ床面積が500㎡超 ③企業等による投下固定資産額が新設の場合1,000万円以上、増設の場合500万円以上 ④常時雇用する従業員数が新設の場合15人以上(うち市内の者5人)、増設の場合5人以上(うち市内の者2人) ・家屋 ・償却資産 ・土地(取得の日の翌日から1年以内に工事着手) |
| 上野原市 | 上野原市企業立地促進事業助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| 甲州市 | 甲州市企業奨励金 | 企業等による投下固定資産額が、新設の場合5,000万円以上、従業員30人以上、増設の場合2,000万円以上、当該部分従業員10人以上の工場 |
| | 甲州市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除 | 家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価格額の合計が1億円を超えるもの(農林漁業関連にあつては5000万円) |
| 中央市 | 中央市産業立地事業費助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| 市川三郷町 | 市川三郷町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例 | 新設・増設 |
| | 市川三郷町産業立地事業費助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| 早川町 | 早川町工場誘致奨励金 | ・投下固定資産総額500万円以上 ・常時使用従業員 20人以上 |
| | 早川町過疎対策のための固定資産税免除に関する条例 | ・製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の新設又は増設 |
| 富士川町 | 富士川町産業立地事業費助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 富士川町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例 | 新設・増設 |
| | 富士川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税 | 山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けたもの |

※ここでは制度のポイントだけを紹介しています。
※実際の適用に当たっては、さらに必要となる要件等がありますので、詳しくは各市町村の担当課にお問い合わせください。

| 概要 | 問い合わせ先 |
|--|-------------------------------------|
| 投下固定資産額×100分の0.5～3%を乗じた額(立地事業の内容により異なる) ※限度額等、詳細についてはお問い合わせください。 | 北杜市 産業観光部商工・食農課 ☎0551-42-1354 |
| 延べ床面積(㎡)×1万円/㎡ 1戸当たりの上限60万円 | |
| 固定資産税の課税免除 (新設)5年間、(増設)3年間 ただし、他法令等の規定により支援措置の適用を受けることができるものを除く。 | |
| 当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物これらの敷地である土地に課する固定資産税の課税免除(3年間) | |
| 当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地に課する固定資産税の課税免除(3年間) | |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の10を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※限度額等、詳細についてはお問い合わせください。 | 甲斐市 建設産業部商工観光課 ☎055-278-1708 |
| (1)固定資産税相当額奨励金 3年間 (2)雇用奨励金 20万円/人 限度額200万円 ※対象要件のいずれにも該当し、市民常時雇用従業員数が3人以上12月以上継続雇用 | |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の50を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※市内雇用を行った場合は、市独自の助成あり。詳細についてはお問い合わせください。 ※立地事業の内容により助成率や限度額等が異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | 笛吹市 産業観光部観光商工課 ☎055-262-4111 |
| 助成金 家屋の取得価格に100分の10を乗じた額、又は、償却資産の取得価格に100分の10を乗じた額のいずれか高い額 上限500万円 市民の常用雇用の数に10万円を乗じた額 上限200万円 | |
| 免除期間(3年間) | |
| 免除期間(3年間) | |
| 投下固定資産額×100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) ※限度額等、詳細についてはお問い合わせください。 | 上野原市 建設経済部経済課 ☎0554-62-3119 |
| 奨励金(新設)3年間、(増設)1年間 免除期間(3年間) | |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の10を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額等が異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | 甲州市 観光商工課 ☎0553-32-5091 |
| 特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地に課する固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以降3箇年度分に限り免除 | |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の50を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額等が異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | 中央市 政策秘書課 ☎055-274-8512 |
| ・町税の範囲内においての奨励金の交付(5年間) | |
| ・当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地に課する固定資産税の免除(3年間) | 市川三郷町 商工観光課 ☎055-240-4157 |
| ※限度額等、詳細についてはお問い合わせください。 | |
| 特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地に課する固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以降3箇年度分に限り免除 | |
| 【移転型事業に適用する税率】第1年度100分の0.14 第2年度100分の0.35 第3年度100分の0.7 【拡充型事業に適用する税率】第1年度100分の0.14 第2年度100分の0.47 第3年度100分の0.94 | 早川町 総務課 ☎0556-45-2513 |
| | 富士川町 産業振興課 ☎0556-22-7202 |

市町村の支援制度

| 市町村名 | 制度名 | 対象要件 |
|--------|---|---|
| 富士川町 | 富士川町産業立地事業奨励金 | ①土地取得から3年以内に新築して操業すること(取得した土地・自社所有地・借地へ家屋(借家も可能)償却資産を設置) ②投下固定資産額(土地取得費は除く)が3,800万円(中小企業等1,900万円)以上であること ③操業に伴う常時雇用者は、投下固定資産額が1億円以上の企業は10人以上、1億円未満の企業等は5人以上とする ④山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定をうけたものは、富士川町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の適用を受けること |
| 身延町 | 身延町企業の奨励に関する条例 | ①投下固定資産額1億円以上 ②常時雇用する従業員100人以上 ③前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの |
| | 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例 | ・家屋及び償却資産(機械・装置)の新設、増設2,700万円以上 |
| | 身延町産業集積促進助成金交付要綱 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例 | 地域未来投資促進法に基づく県の基本計画により集積業種として指定する産業及び業種 投下固定資産額1億円以上(農林漁業関連業種5,000万円以上) ・家屋、構造物 ・土地(取得の日の翌日から1年以内に建設着手) |
| 南部町 | 南部町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例 | ・製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する家屋及び償却資産の新設又は増設 2,700万円超 |
| | 南部町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例 | 地域未来投資促進法に基づく県の基本計画において定められた区域内で「地域経済牽引事業計画」を策定し、対象となる事業のための施設を設置した事業者。 |
| | 南部町産業立地事業費助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件など、詳細についてはお問い合わせください。 |
| 昭和町 | 昭和町産業立地事業に対する助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件など、詳細についてはお問い合わせください。 |
| 道志村 | 道志村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例 | ・新設、増設2,700万円超 |
| 西桂町 | 西桂町企業奨励金 | ・(新設)投下固定資産額5,000万円以上従業員20人以上 ・(増設)投下固定資産額3,000万円以上 |
| | 西桂町創業支援補助金 | ・創業の日から2年未満の者 ・町内で2年以上継続して事業を営業することが見込まれること。 ・西桂町商工会に加入すること |
| 忍野村 | 忍野村企業誘致条例 | ・(新設)投下固定資産総額1,000万円以上、新規雇用50人以上 ・(増設)投下固定資産総額500万円以上、新規雇用50人以上 |
| 山中湖村 | 山中湖村産業集積促進助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件など、詳細についてはお問い合わせください。 |
| 鳴沢村 | 鳴沢村企業立地促進助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件など、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 鳴沢村企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 | ・山梨県企業立地計画により集積業種として指定する産業及び業種 ※その他詳細については、お問い合わせください。 |
| 富士河口湖町 | 富士河口湖町企業立地促進制度 | (新設)投下固定資産額5,000万円以上、新規常時雇用30人以上 (増設)投下固定資産額3,000万円以上、新規常時雇用5人以上 ※対象業種等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 富士河口湖町産業立地促進助成金 | 県の産業集積促進助成金と連動 ※加算要件や雇用要件等、詳細についてはお問い合わせください。 |
| | 富士河口湖町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例 | 過疎地域において製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設、又は増設 |
| | 富士河口湖町登録ホテル業の用に供する建物に対する固定資産税の不均一課税に関する条例 | 国際観光ホテル整備法の規定による登録を受けたホテル業 |
| 小菅村 | 小菅村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例 | ・新設、増設2,700万円超 |
| 丹波山村 | 丹波山村過疎対策自立促進のための固定資産税の免除に関する条例 | ・新設、増設2,700万円超 |

※ここでは制度のポイントだけを紹介しています。
※実際の適用に当たっては、さらに必要となる要件等がありますので、詳しくは各市町村の担当課にお問い合わせください。

| 概要 | 問い合わせ先 |
|---|--|
| 新設及び拡充した土地・家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額を5年間交付 | 富士川町 産業振興課 ☎0556-22-7202 |
| ①土地の取得交渉と造成に関する援助 ②事業に関連する各種苦情処理に対する協力 ③公共施設との関連事項に関する利便の供与 ④Uターン奨励を含む労働力の調整 | 身延町 企画政策課 ☎0556-42-4801 |
| 当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に建設着手)に課する固定資産税の免除 3年間 | |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の50を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額などが異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | |
| 固定資産税免除期間 3年間 | 南部町 企画課 ☎0556-66-3402 |
| ・当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に建設着手)に課する固定資産税の免除 3年間 | |
| 家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が1億円(農林水産関連業種にあっては5,000万円を超えるもの)を超過すること。 国により事業の先進性が認められること。 固定資産税の免除 3年間 | |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の50を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額などが異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | 昭和町 環境経済課 ☎055-275-8355 |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の10を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額などが異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | |
| ・当該適用設備及び当該家屋の敷地である土地(取得の日から起算して1年以内に建設着手)に課する固定資産税の免除 3年間 | |
| ・固定資産税額の相当額(3年間) | 西桂町 産業振興課 ☎0555-25-2121 |
| ・創業に係る経費への補助金(補償対象経費の2分の1以内とし、50万円が上限) | |
| ・固定資産税の範囲内(新設3年以内、増設1年以内) | 忍野村企業誘致条例については 忍野村役場 企画課 ☎0555-84-7738 |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の50を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額などが異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | 山中湖村 観光産業課 ☎0555-62-9978 |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の50を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額などが異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | 鳴沢村 企画課 ☎0555-85-2312 |
| ・固定資産税の範囲内(3年間) | 富士河口湖町 政策企画課 ☎0555-72-1129 |
| 【事業所奨励金】固定資産税相当額 新設5年間 増設3年間 【雇用奨励金】町内から新規雇用 10万円/人・年(2年間)限度額2か年度合計1,000万円 【住宅手当奨励金】町内に移転居住した町外在住常時雇用者に支給した住宅手当の10%以内(2年間) 【住宅奨励金】社宅を建設した場合、社宅の固定資産税相当額 1年間 【緑化奨励金】一定面積以上の緑化事業を行ったときの事業費の30%、限度額500万円 1年間 【除雪奨励金】除雪機器購入費の100%3年以内1回または除雪委託費の100%5年間 限度額合計250万円 | |
| 投下固定資産額に100分の0.5～3を乗じた額(立地事業の内容により異なる) 賃借料に100分の10を乗じた額(操業開始から3年間に限る) ※立地事業の内容により助成率や限度額などが異なります。詳細についてはお問い合わせください。 | |
| 当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に建設着手)に課する固定資産税の免除 3年間 | |
| 左記の用に供する建物に対する固定資産税の税率を登録の翌年度から100分の1とする 10年間 | 富士河口湖町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び富士河口湖町登録ホテル業の用に供する建物に対する固定資産税の不均一課税に関する条例については 富士河口湖町税務課 ☎0555-72-1113 |
| ・当該適用設備及び当該家屋の敷地である土地(取得の日から起算して1年以内に建設着手)に課する固定資産税の免除 | 小菅村 源流振興課 ☎0428-87-0111 |
| ・当該特別償却設備及び当該家屋の敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に建設着手)に課する固定資産税の免除 3年間 | 丹波山村 振興課 ☎0428-88-0211 |

地域未来投資促進法に基づく基本計画

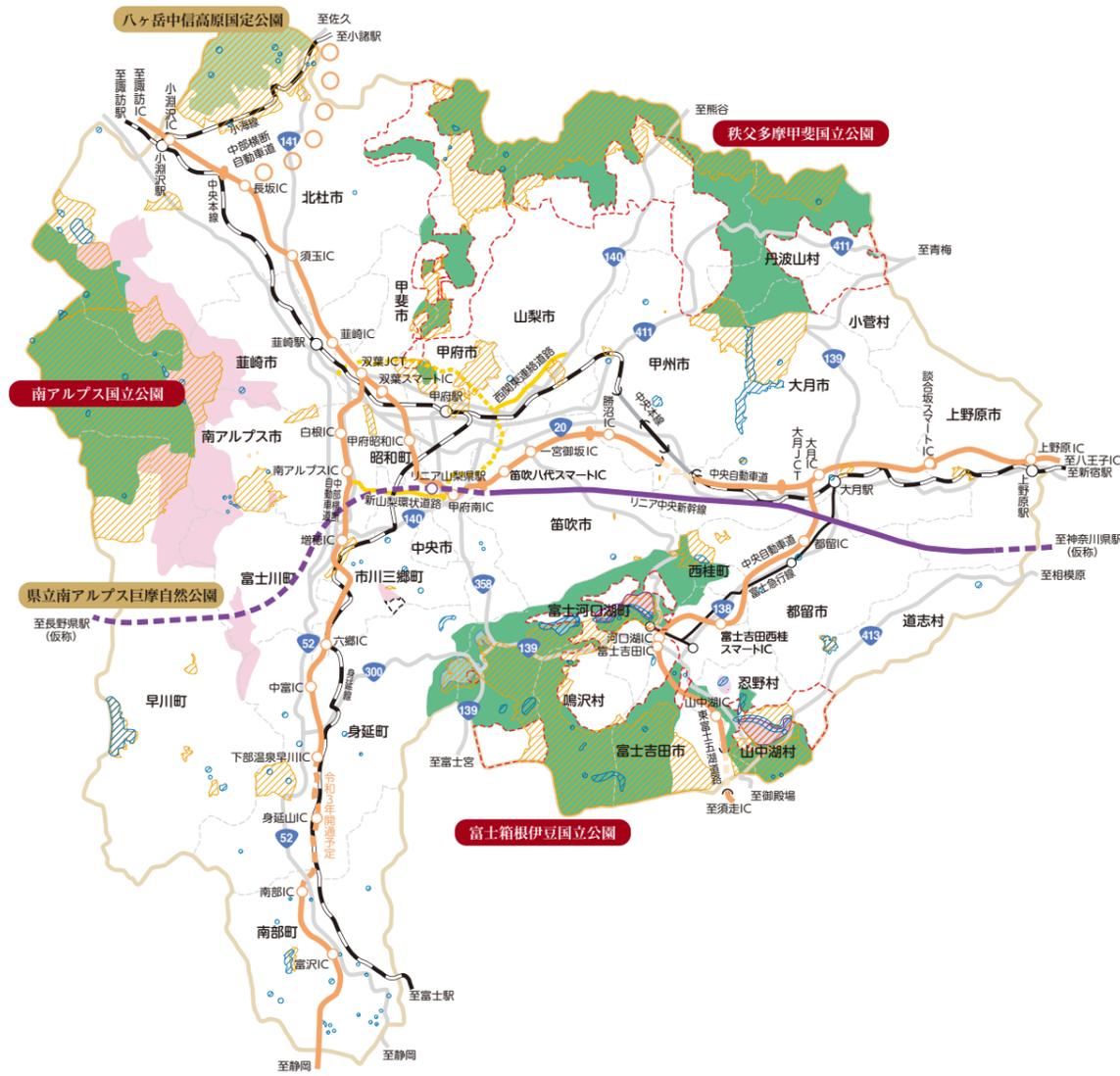
やまなし未来ものづくり推進計画

製造業などの事業者を支援する計画です

やまなし未来物流等推進計画

物流業の事業者を支援する計画です

計画の対象となる区域(促進区域)…山梨県全域



促進区域から除外する地域

- 国立公園(特別地域)
 国立公園(普通地域)
 県立自然公園(特別地域)
- 国立公園(普通地域、可住地は集積区域に含む)
 県立自然公園(普通地域、可住地は集積区域に含む)
- 鳥獣保護区
 特定植物群落(国内希少野生生物植物種の生息・生育域を含む)
- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

重点促進区域

重点促進区域では、土地利用調整に関する農振法、農地法の特例措置を受けることができます。

やまなし未来ものづくり推進計画では、次の8区域を重点促進区域に設定しています

| 区域 No. | 区域の所在する大字名(各大字の一部) |
|---------|--------------------|
| 重点促進区域1 | 甲府市下曾根町、上曾根町 |
| 重点促進区域2 | 甲府市落合町、下鍛冶屋町、西油川町 |
| 重点促進区域3 | 甲府市向町、川田町、和戸町 |
| 重点促進区域4 | 富士吉田市上暮地 |
| 重点促進区域5 | 韮崎市穂坂町 |
| 重点促進区域6 | 北杜市高根町村山北割 |
| 重点促進区域7 | 南アルプス市鏡中條、下今諏訪、下今井 |
| 重点促進区域8 | 南アルプス市十日市場、吉田、寺部 |

やまなし未来物流等推進計画では、次の8区域を重点促進区域に設定しています

| 区域 No. | 区域の所在する大字名(各大字の一部) |
|---------|--------------------|
| 重点促進区域1 | 甲府市下曾根町、上曾根町 |
| 重点促進区域2 | 甲府市落合町、下鍛冶屋町、西油川町 |
| 重点促進区域3 | 甲府市向町、川田町、和戸町 |
| 重点促進区域4 | 南アルプス市鏡中條、下今諏訪、下今井 |
| 重点促進区域5 | 南アルプス市十日市場、吉田、寺部 |
| 重点促進区域6 | 中央市成島、乙黒 |
| 重点促進区域7 | 市川三郷町岩間、宮原 |
| 重点促進区域8 | 身延町下田原 |

